平成２２年（フ）第１４４号
神戸市西区玉津町新方556番地の９
債務者　伊藤　幸子
１　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
兵庫県明石市北朝霧丘２丁目11番37号
債務者　松尾　元幸
１　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
兵庫県明石市魚住町長坂寺1339―103
債務者　若狭　真紀
１　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
福島県いわき市泉町下川字宿ノ川56番地の１
債務者　加藤　久男
１　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第９５号
福島県いわき市常磐湯本町日渡２番地の１
市営住宅５―13
債務者　佐藤　光市
１　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第９６号
福島県いわき市常磐湯本町日渡２番地の１
市営住宅５―13
債務者　佐藤　みき
１　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２５７号
さいたま市岩槻区加倉２丁目18番１―504号
債務者　黒田　悦子
１　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３７７号
さいたま市南区大字円正寺４番地７　ドミール蓮見202
債務者　橋本　永浩
１　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４８３号
埼玉県川口市芝園町３番15―1102号　芝園団地
債務者　小野　恵子（旧姓川根）
１　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５４０号
さいたま市桜区道場１丁目９番32号
債務者　森林　愛子
１　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５５５号
埼玉県さいたま市北区植竹町２丁目４番地３
債務者　伊藤　直美（旧姓益戸）
１　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３０号
千葉県松戸市馬橋3239番地コーポサンヒルズ201号
債務者　新垣　公子
１　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２１８号
千葉県柏市高柳1478番地18わかたけ社会センターグループホーム
債務者　石塚　幸子
１　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２５０号
千葉県流山市南流山２丁目11番地の８パークサイド南流山203
債務者　荒尾裕美子
１　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２７０号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷６丁目４番41号
債務者　工藤　俊雄
１　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２７８号
千葉県柏市根戸471番地３　太陽館・北柏209号
債務者　鈴木　孝一
１　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２８１号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地46棟301号
債務者　神　　忠幸
１　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部